

JIS

ドローンサービスの品質—ドローンサービス 事業者に対するプロセス要求事項

JIS Y 1011 : 2024

令和 6 年 8 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山田 陽 滋	独立行政法人国立高等専門学校機構豊田工業高等専門学校
(委員)	芦 刈 真 也	日本内燃機関連合会
	上 原 実	一般社団法人日本産業機械工業会
	小野寺 薫	横河電機株式会社
	嶽 北 慎 子	一般財団法人日本規格協会
	中 本 圭 一	東京農工大学
	馬 場 尚 子	一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	宮 崎 浩 一	一般社団法人日本機械工業連合会
	村 上 弘 記	株式会社 IHI

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.8.20

官 報 掲 載 日：令和 6.8.20

原案作成協力者：公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

(〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼 83 番 南相馬市復興工業団地内 TEL 0244-25-2478)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 山田 陽滋)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 ドローンサービスの提供体制の構築	2
4.1 一般事項	2
4.2 ドローンサービスの事業計画	3
4.3 ドローンサービスの仕様	3
4.4 サービス品質	3
4.5 資源の管理	3
4.6 法令等の遵守	6
4.7 情報及びプライバシーの保護方針	6
4.8 リスクマネジメント	6
4.9 手順及び手順書の作成及び検証	7
5 ドローンサービスの提供	7
5.1 一般事項	7
5.2 利害関係者とのコミュニケーション	7
5.3 ドローンサービスの提案	8
5.4 ドローンサービスの工程管理	8
5.5 ドローンサービスの設計	9
5.6 モニタリング	10
5.7 資源の確保	10
5.8 外部からの供給	10
5.9 情報及びプライバシーの保護	11
5.10 事故などへの対応	11
5.11 点検、整備及び飛行の記録	12
6 継続的改善のための見直し	12
附属書 A (参考) この規格で要求する手順、手順書及び記録の一覧	14
附属書 B (参考) ドローンサービスのプロセスフローチャートと箇条及び細分箇条との対応	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ドローンサービスの品質— ドローンサービス事業者に対するプロセス要求事項

Requirements related to service quality for organizations providing drone services

序文

この規格の要求事項は、ドローンサービス事業者に対して適用するものであり、適合していることが第三者によって客観的に実証可能であるように規定している。

この規格の内容を理解する助けとなるドローンサービスの概念的なプロセスフローチャートと箇条及び細分箇条との対応を**附属書 B**に示す。

1 適用範囲

この規格は、ドローンサービスの品質に関わる、ドローンサービス事業者に対するプロセス要求事項について規定する。

この規格は、ドローンサービス事業者の業種、形態、規模、又は提供するドローンサービスを問わず、あらゆるドローンサービス事業者に適用する。

この規格は、無人地上車両（unmanned ground vehicle, UGV）、遠隔操作型無人潜水機（remotely operated vehicle, ROV）及び自律型無人潜水機（autonomous underwater vehicle, AUV）を用いるサービスには適用しない。

注記 UGVは“陸上ドローン”、ROV及びAUVは“水中ドローン”と呼ばれることがある。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS Q 0073:2010 リスクマネジメント—用語

JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Q 9000:2015** 及び **JIS Q 0073:2010** による。